

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	524
		復命期日	令和 7 年 1 月 2 8 日
名 称	令和 6 年度第 1 回上富良野町農業振興審議会		
日 時	令和 7 年 1 月 2 3 日（木）10：00～11：45		
場 所	ふらの農協北エリア上富良野事務所 2 階会議室		
出席者	農業委員会会長、ふらの農業協同組合北エリア副運営委員長、ふらの農業協同組合青年部上富良野支部、ふらの農協酪農部会上富良野支部、農民連盟執行委員長、農用地利用改善組合連絡協議会会長、上富良野消費者協会会長、富良野土地改良区理事、富良野地区森林組合理事 以上 9 名（欠席 1 名：ふらの農業協同組合女性部）事務局（農業振興課） 課長、担当主査		
内容	井村昭次会長挨拶の後、議事に入る。 【協議事項】 （1）実践プランについて 〈事務局から説明〉 上富良野町農業・農村振興実践プラン(案)《計画期間： 令和 7 年度 ～ 令和 10 年度》については、第 9 次農業振興計画を補完し、農業分野における施策の実効性を高める目的で実践プランを策定する。 振興計画の 3 つの目指す姿から 9 つの施策の方針を定めており、その事業取組は 38 項目に分類されている。 実践プランはⅣの施策の展開方向と取組内容について、取り組み内容を 115 項目としており、前回と比較し、過去の取組は継続しつつ、新たに畜産振興や新型ウイルス等に関する経営環境のリスク回避、農業 D X の促進、地域おこし協力隊の活用を追加しているため増加している。 P 3 ～15 までは振興計画の内容を記載している。 新しい内容としては、1-2-1 の畜産の進行と経営の安定を進めた農業。1-3-4 の新型ウイルス等に対するリスクへの対応。1-4-4 新技術・農業 DX の促進。3-1-5 地域おこし協力隊の活用について、具体的な取組みを記載している。 P15 から実践プランで 24 項目を選考し、拡大実施を行う事で効果が期待されるものとしている。（別紙実践プラン（案）参照） ○質疑応答 Q： 主要施策 5 の各種イベントについて、去年は収穫祭が開催されなかったが、イベントとは収穫祭なのか。議会の質問にもあったが、J A との折り合い等実施されなかった理由を再度お伺いしたい。 A： 参加し販売頂ける事業者が集まることができなかった。今も軽トラ市など販売で活動している団体はあり、J A も協賛頂く見込みではあったが、地域食材を活用して加工し飲食物を提供する参加者が集まらなかった。主催するかみふらの産業賑わい協議会において、開催規模を考慮し検討した結果、見送りと		

なった。今後はキッチンカーなど飲食物を提供して頂ける対象者を継続して探す。令和7年については、農畜産物の販売のみの小規模の場合であっても、開催する方向で進めたい。

Q： 商品開発施設、地場産品直売所について、先進地の事例などの現地視察をやってほしいという要望を行い、町議会でも道の駅建設構想の検討においては、R7年度実施すると町長が答弁していた。当然、農家が作ったものを販売していく場合は、他の状況を参考にするための視察を実施し、本町にはどのような施設が適しているか、考える必要がある。

A： 以前の道の駅構想を策定する中で道内にある道の駅の視察を行なった。町長の答弁でもあったとおり、情報収集を行なった経緯もあり、今後も構想策定の段階で検討に必要な調査は行うことになると考えている。調査や構想について農業分野にも委ねられる部分があるかと思うが、道の駅を複合施設とする案も考えられるが、今の段階では審議会の意見として、直売所や農畜産物加工施設については、両方の視点から分けて考えていくことが必要と考える。

Q： 農畜産物加工施設について同じ質問を行うつもりで、同様の内容を思っています。理解したので回答は不要です。

A： 多数の意見であることを承知しました。

Q： 各施設の建設を最初から考えるのであれば、関わることになる全ての人が調査に当たり、意見や議論ができるようにしてほしい。

A： ご質問のとおりで、それぞれの部署からの考えていたのでは、全体像が見えてこない、色々な視点を取り入れながら進めることが必要と考えます。

Q： 町長の議会答弁であるように、簡単には行かないが視察も行なって、進めてほしい。

A： 施設建設にあたっては、調査検討を充分に行うことの意見が多数あったことを各方面で反映させていきます。実践プランの決定ですが、今回のご意見について、構想の調査を充実させるという内容を追加します。また、その他に修正追加が必要なものがあれば随時連絡いただきたい。3月に最終決定を行うため、次回開催を3月上旬に行う予定です。

〈Qは委員から質問をAは事務局が回答した。〉

(2) 地域計画の策定について 〈事務局から説明〉

地域計画の策定については、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法改正に伴い、地域計画の策定が定められた。将来の10年後を想定した営農計画を表すものとなっている。従来は、人・農地プランにより定められた中心的経営者が各種補助事業などの優遇措置を受けることができたが、今後はそれに代わり地域計画と農地の目標地図に位置付けられた農業者が対象となる。地域農業の将来の在り方や農業者の一覧、目標地図について2月に説明会を行い、年度内に策定を行う予定である。

策定は3月末までに行うが、今後は現在策定の案を随時、ほぼ毎年改定する予定である。人・農地プランから変更点としては、従来5年間の計画であったが、地域計画は、10年間と期間が延伸したことと、また、農地の地番図をもとに作成した地図を表示し、公表することになり、経営規模の拡大から縮小、離農まで10

年間の目標と予定となっている。

○質疑応答 ～ なし

(3) 収益向上作物生産振興事業について 〈事務局から説明〉

当該事業の内容変更について、事業開始から8年が経過し、事業内容や要件についてアンケート調査を令和5年度から実施してきた。その結果と調査をまとめ、補助率及び上限額の変更を行うこととした。補助制度の利用状況について、施設新規事業と比べ、更新事業が少ない要因を調査したところ、更新対象の補助率が低いため、補助率が上がれば利用したいという意見が多数を占めたことから、現行の更新事業の補助率1/3を見直し、1/2に拡大する。また、新規事業においては、資材価格が高騰しているため、4年前と比べ30%以上の価格上昇が発生しており、従来とおりに規模拡大ができなくなっていることから、補助金上限額を現行の150万円から200万円に増額する見直しを行う。

○質疑応答 ～ なし

(4) その他

時期開催につきましては、3月中に実践プランの完成と、令和7年度予算について説明を行うため、3月上旬とします。

11時45分 閉会。